

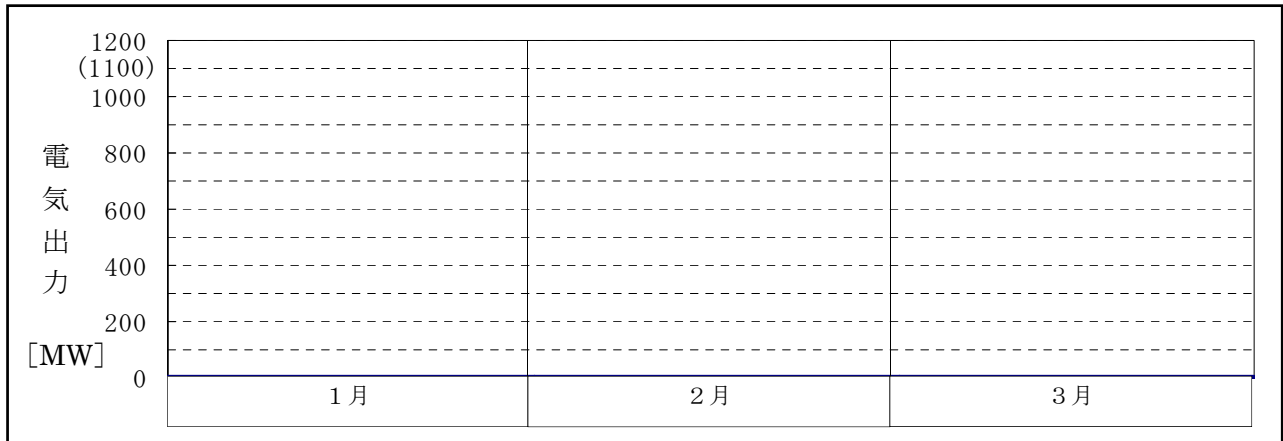
令和2年 5月18日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成23年2月6日より第4回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（令和2年1月～令和2年3月）



3. その他

(1) 東通原子力発電所1号機における新規規制基準適合性審査の状況について

- 平成26年6月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており，これまでに審査会合は22回開催されております。
- 令和2年3月27日の審査会合においては，敷地～敷地近傍の断層について説明性向上のため昨年実施した補足調査結果等を踏まえて当社から説明を行った結果，概ねご理解をいただき，「一切山東方断層（F-1断層）」をはじめ，敷地～敷地近傍の断層が震源として考慮する活断層に該当しないという当社の評価について，補強できたと考えております。
- さらに，並行して津波，基準地震動に関する審査も進められているところであり，当社としては，審査が効率的に進むよう，引き続き，必要な準備を進めてまいります。

(2) 東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可について

- 令和元年12月16日，原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を原子力規制委員会へ行い，令和2年2月21日に認可をいただきました。
- 今回の変更認可申請において変更した主な内容は「放射性廃棄物でない廃棄物^{※1}」について，発電所外に搬出し，適切に処分または資源として有効利用するため，当該廃棄物の対象範囲およびその判断方法等に関する事項を追加するものです。

※1：東通原子力発電所の放射線管理区域内で生じた廃棄物のうち，放射性物質によって汚染されていない廃棄物

(3) 東通原子力発電所「原子力事業者防災業務計画」修正の届出について

- 「原子力災害対策特別措置法」第7条の規定に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、東通原子力発電所「原子力事業者防災業務計画」を修正し、令和2年3月19日に内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いました。
- 今回の届出において修正した主な内容は、令和2年4月の送配電部門の分社化に伴う連絡経路の見直しや、東通原子力発電所で原子力災害が発生した場合における、同発電所を支援する拠点の見直しなどを行ったものです。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)